

鳥取県立船上山少年自然の家 COVID-19 感染予防マニュアル

令和3年8月18日
鳥取県立船上山少年自然の家

1 目的

鳥取県船上山少年自然の家における感染予防について、具体的な対策を定め、COVID-19（新型コロナウイルス）による患者クラスターの発生を防止徹底することを目的とする。

2 具体的対策

(1) 企画準備段階の対策

- ① 感染予防対策責任者は所長とする。
- ② 感染予防のため、以下の事項に該当する場合は参加できないことについて利用者に対して事前に周知・広報することとする。
 - ア マスクの着用、手指の洗浄や消毒の徹底が守れない場合
 - イ フィジカルディスタンスの確保ができない場合（乳幼児等付き添いが必要な場合を除く、以下も同様。）
 - ウ 発熱、咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚障害・嗅覚障害・目の痛み・結膜の充血・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・吐気・嘔吐の症状がある場合
 - エ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴がある場合
 - オ 現に新型コロナウイルス患者（無症状病原体保有者も含む）である場合
 - カ 濃厚接触者と判断され判断され、保健所から2週間の不要不急の外出を控えるよう要請されている場合
 - キ その他、保健所から外出を控えたり体調に注意したりするよう依頼されている場合
- ③ 宿泊を伴う場合は、宿泊者が宿泊室の定員の50%以下となる措置を講ずる。ただし、大規模校等で制限人数を超える団体については、1団体のみ利用であれば、制限内容及び施設の感染対策を説明した上で、利用者（学校）側の判断により、例外的に利用を認める。
- ④ 密を避けた活動内容とする。
- ⑤ 消毒液を事前に確保する。
- ⑥ 事前申し込みにより参加者の氏名、住所、緊急連絡先を把握する。
- ⑦ 接触確認アプリ（COCOA）のインストール推奨について掲示し、主催事業では、事前ダウンロードを依頼する。
- ⑧ 関係職員は、実施2週間前から検温結果、体調（咳・呼吸困難・味覚又は嗅覚の異常の有無）及び行動歴や接触歴（接触時間、本人及び接触相手方のマスク着用の有無を含む。）について記録する。検温結果・体調の記録は、感染予防対策責任者に提出する。行動歴・接触歴の記録は、保健所等に提出を求められた場合、速やかに提出する。
- ⑨ 職員が施設内の下記の箇所について消毒を行う。
 - 対象：入所団体が使用する場所（次亜塩素酸ナトリウム消毒）
 - ドアノブ、スイッチ、手すり、エレベーターボタン、水道のハンドル、ロッカー・ふすまの取っ手、食堂のテーブル・椅子、便座、トイレのレバー、トイレトペーパーホルダー（頻度：入所前、宿泊を伴う場合は、1日1回（午前中））
 - 対象：事務室等（アルコール消毒）
 - ドアノブ、スイッチ、電話機、コピー機、ポット（頻度：1日2回（10時、15時））

(2) 活動前

- ① 施設の扉や窓を開けたり、換気扇等を活用したりして施設全体を十分に換気しておく。
 - 扉開放 玄関
 - 扉・窓開放 レクリエーションホール、小研修室、体育館、食堂、宿泊室、トイレ
 - 窓開放 廊下、洗面所
 - 換気扇稼働 厨房（食事提供の日）

- ② 利用者がトイレ付近で密集しないよう、トイレに並ぶ際に十分な間隔（できるだけ2 m）フィジカルディスタンスを確保できるよう床にテープを貼る等で目安を示す。
- ③ 洋式トイレを使用する場合は、蓋を閉めて汚物を流す旨を掲示する。
- ④ トイレのドアノブ等の多くの参加者が触れる部分は、事前に入念に拭き取り清掃・消毒を行う。
- ⑤ トイレや手洗い設備付近に消毒液を設置する。
- ⑥ 利用者に発熱・体調不良等が見られた者が発生した場合に備えて、収容できる部屋を設ける。
- ⑦ 関係職員は出勤前に体温を測定し、発熱や咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚障害・嗅覚障害・目の痛み・結膜の充血・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・吐気・嘔吐の症状がある者は、自宅待機とする。ただし、医師の診断により参加の許可を得た場合は可とする。
- ⑧ 当日就業前に感染予防対策責任者は関係職員の前項について確認すること。その他、関係職員が感染した場合・濃厚接触者と判断された場合・保健所から外出を控えたり体調に注意したりするよう依頼されている場合・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への渡航又は当該従事者との濃厚接触がある場合は、判明した時点より業務への従事を禁止すること。

(3) 活動中

① 共通

- ア 活動の指導を行う職員は マスクを着用するなど咳エチケットを実践する。
- イ 受付時には入口にて 以下のことを実施する。
 - ・手指の消毒
 - ・マスク着用の確認
 - ・非接触型体温計による体温確認（主催事業）
 - ・主催事業については、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」の登録について案内する。
 - ・問診票の記入（主催事業。問診票は別紙のとおり。問診票は活動終了後から3週間は保管する。受入事業については、利用団体に事前の健康観察及び受入健康調査票の提出を依頼する。）
- ウ 前項の確認により、ア発熱、イ過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴、ウ自身が患者、濃厚接触者であったり保健所から外出を控えたり体調に注意したりするよう依頼されている場合、エ咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚障害・嗅覚障害・目の痛み・結膜の充血・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・吐気・嘔吐の症状がある、といった事項が確認された利用者は 活動に参加できないこととする。
- エ 施設入口や手洗い設備付近に消毒液を設置する。
- オ 活動中は、前後左右の間隔を十分に取り（できるだけ2 m）、フィジカルディスタンスを確保する。
- カ 大声、高唱を伴う活動を避ける。
- キ 三密を避けたレクリエーションを実施し、活動内容、活動中に予想される参加者同士の距離、密接を避けるための工夫等を具体的に入所団体に伝える。
- ク 手洗い、手指の消毒、咳エチケットを徹底する。
- ケ 活動終了後、使用した用具は、職員が拭き取り清掃・消毒等を行う。
- ケ 上記のほか、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に管理する。

② 屋内活動

- ア 密閉状態をつくらないように、対角方向の窓またはドアを2カ所以上開けたままにする。
- イ 開けたままにできない場合は、1時間に1回を目安に扉や窓を開けたり、換気扇や扇風機などを活用したりして、施設全体を換気する。
- ウ クラフト等は、フィジカルディスタンスを確保した配席とする。
- エ カブラ、ドミノ等消毒が難しい用具は、使用后1週間以上あけるなど、続けて別の団体が利用しない。

③ 屋外活動

- ア 事前の説明時にはマスクを着用し、実際の活動時は、原則常時マスクを着用するが、熱中症を防ぐために、フィジカルディスタンスに配慮しながらマスクを取ることもできる。

- イ 密集・密接となる活動は避ける。
- ウ 登山については、「登山における新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を参考に行う。

④ 食事

- ア 食堂入口に手指消毒液を設置し、入室時の手洗い、手指消毒を確実にを行うよう掲示し要請する。
- イ 食事中以外はマスクを着用する。また、大声での会話は控えるよう依頼する。
- ウ 食堂内では、職員の案内や掲示物の指示に従うよう案内する。
- エ 食堂は、テーブルの片側一方方向のみ利用するなど対面しない配席を基本とするが、人数等の理由によりやむを得ず対面する場合は、テーブル上にアクリル板やビニールフィルム等を設置し遮蔽する対応をとる。横方向は、アクリル板を設置する。(換気を阻害しないよう留意する。) なお、利用人数が多い場合は、密にならないようレクリエーションホールに分かれて配膳することとし、その場合も対面しない配席等を工夫する。また、会話の際はマスクを着用し、横を向いて話さないよう要請する。
- オ 窓を2方向で開けるとともに、厨房の換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口(入口)、吹出口(出口)を意識して空気を入れ換える。
- カ 大皿料理は提供しない。
- キ 配膳(又は片づけ)当番の利用者に、配膳(又は片づけ)中のマスクの着用及び作業前、作業終了後の手指の消毒の徹底を依頼する。
- ク 箸は、テーブル毎に配膳当番の利用者が一人ずつ個別に配布し、共有の箸箱等から取る形式での提供はしない。また、使用後は箸の洗浄を徹底する。
- ケ 上記のほか、「外食業の事業継続のためのガイドライン」及び「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参考に管理する。

⑤ 入浴

- ア 脱衣室及び浴室の窓を利用毎に3分程度開け換気を行う。また利用中も換気扇を常時使用するなど十分な換気を行う。
- イ 脱衣室及び浴室内に同時に入ることができる人数は原則10人以下とし、少人数での利用となるよう各団体に班分けを依頼する。
- ウ 団体あたりの利用に十分な時間を設定して密な時間を防止する。また、速やかな利用を依頼し、脱衣室及び浴室で密集しないよう他団体との利用を調整する。
- エ 浴場内では会話を控え、距離をとるように掲示し要請する。
- オ 上記のほか、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」、「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参考に管理する。

⑥ 宿泊

- ア 宿泊室は、余裕をもって配室する(原則として定員の1/2)。
- イ 宿泊室では、窓や扉を開けて、定期的(使用開始時、就寝前、起床後等)に換気を行う。
- ウ 宿泊室では、密集、密接とならないよう、間隔をあけて布団を敷くよう依頼する。
- エ 宿泊室内でもマスクを着用するよう依頼する。
- オ 入室時には手指消毒を行い、掃除用具等、共用物を使用する前後も手指消毒を行う。
- カ 起床後には、健康観察・検温を行う。
- キ 上記のほか、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」、「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参考に管理する。

⑦ 洗面所

- ア 洗面所を使用する際には、距離をとるよう掲示し、依頼する。
- イ 共用物(ドライヤー)の使用の前後では手洗いや手指消毒を行うよう掲示し、要請する。
- ウ 使用時は会話を控えるよう掲示し、要請する。

⑧ 談話コーナー

- ア 談話コーナーを使用する際には、距離をとるよう掲示し、依頼する。

- イ 共用物（遊戯道具）の使用の前後では手洗いや手指消毒を行うよう掲示し、要請する。
- ウ 使用時は大声での会話は控えるよう掲示し、要請する。
- エ 利用のある日は、テーブルや椅子は1日1回職員が消毒を行う。

(4) 活動終了後

- ① 活動終了から撤収までに十分な時間を設定し、全体を通じて密な空間を防止する。
- ② ゴミは 蓋つきのゴミ箱に入れる等により密閉し、ゴミ出しを行う場合はマスク及び手袋を着用するとともに、マスク及び手袋を外した後は必ず手を洗う。
- ③ 扉や窓をあけたり、換気扇や扇風機などを活用したりして、施設全体や 宿泊室等を十分に換気する。
- ④ 施設全体やトイレ等の清掃を徹底し、ドアノブ等の多くの参加者が触れる部分は入念に拭き取り清・消毒する。
- ⑤ 活動終了後2週間以内に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに活動施設に連絡するように 参加者に依頼する。

3 利用者に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応（別紙フロー図参考）

- (1) 職員は、利用者が発熱、咳、咽頭痛等の症状があることを確認した場合、所長に報告するとともに、症状がある利用者を速やかに休養室等別室で休養させる。当該利用者が使用するトイレは他の利用者と区別し、風呂は使用しないこととする。また、給食を提供する場合は、症状がある利用者が休養している別室で提供する。ただし、意識障害、呼吸困難の症状がある等急を要する場合は、ただちに救急通報し、併せて救命措置を行う。対応する職員は、マスク及び手袋の着用を徹底する。
- (2) (1)の利用者の症状により熱中症を疑う場合には、職員は、当該利用者を涼しい場所へ避難させ、体を冷やす等、熱中症の応急処置を併せて行う。
- (3) (1)の報告を受けた所長は、社会教育課へ報告するとともに、受診相談センターまたは当該利用者のかかりつけ医（以下「センター等」という。）に相談の上で、センター等の指示に従った対応を指揮する。なお、夜間等所長が不在の場合は、担当職員がセンター等へ相談する。
- (4-1) 主催事業の場合
 - ただちに保護者に連絡し、速やかにセンター等が指示した診療・検査医療機関を受診するよう依頼する。保護者へ引き渡すまでの間は、(1)の部屋で休養させる。なお、県外からの利用等速やかに保護者へ引渡すことが困難な場合は、センター等に対応を相談の上で指示に従う。
- (4-2) 受入事業の場合
 - 利用団体の責任者に対して、当該利用者をセンター等が指示した診療・検査医療機関へ受診させるよう依頼する。
- (5) 受診の結果、当該利用者が感染者と判明した場合、所長は施設の臨時閉所措置を行うとともに、保健所の指示に従って施設の消毒や感染拡大防止措置を徹底して行う。また、当該利用者の行動（感染判明前及び判明後）について情報収集をするなど、保健所からの依頼に対応する。

受診相談センター	
電話	0120-567-492 (9:00~17:15) ※土日を含む、年末年始を除く
上記以外の時間	
中部	0858-23-3135
東部	0857-22-8111
西部	0859-31-0029

保健所	
中部：倉吉保健所	0858-23-3145
東部：鳥取市保健所	0857-22-5163
西部：米子保健所	0859-31-9315